

石垣市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

平成30年11月28日

石垣市長

中山義隆

石垣市自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

石垣市自然環境保全条例施行規則(平成19年石垣市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号から第6号までを次のように改める。

- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
- (5) 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- (6) 公益財団法人沖縄県農業振興公社

第8条第1項第6号中「農薬を使用しないこと」を「原則農薬を使用しないこと」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。